

令和3年度武豊町地域公共交通事業計画（案）及び 武豊町地域公共交通会議の事業に関する協定書について

資料 10

議案第2号

平成27年度策定の武豊町地域公共交通網形成計画をふまえ、下記事業を実施。加えて、令和4年度策定・公表予定の「武豊町地域公共交通計画」の作成を行う。

協議項目

A：令和3年度の事業計画の協議について・・・事業項目（1）～（4）

①これまでの通り「町の予算で町が実施する事業内容」について協議・確認する

B：計画策定に関する事業計画の協議について・・・事業項目（5）

②国の補助金を活用し、交通会議の場を活用して行う交通計画策定事業の実施について協議・確認する

③補助金活用のため、交通会議と町との協定締結と事業予算の扱いについて協議・確認する

A：町の事業分（1）～（4）の事業は、町事業費から構成

（1）武豊町コミュニティバス事業について

- ・ 停留所別乗降者数の把握等による利便性向上の検討・無料乗車券交付事業
- ・ 生活交通確保維持改善計画の協議・策定（6月開催予定の会議で協議）
- ・ 自己評価に関する協議（12月開催予定の会議で協議）
- ・ 南部青ルート of 車両更新（資料8参照）
- ・ 次期公共交通網の見直し（主に南部青ルートの見直し）

（2）接続タクシー事業について

- ・ 停留所別利用数の把握等による新制度の検討・接続タクシー乗車券交付事業
- ・ バスを補う交通手段の事業検討

（3）住民への働き掛け事業（MMアプローチ）について

- ・ 要望のある地区に対するバス・接続タクシーの利用方法説明会の実施
- ・ 高齢者が集う憩いのサロンで周知を行う利用促進事業の実施

（4）地域協働推進事業について

- ・ 住民団体と連携した次期公共交通網の検討及び次期計画の目標設定
- ・ 住民団体と行政が連携したワークショップの開催（年2回開催予定）

令和3年度町事業予算（当初）

・ 地域公共交通会議委員報償金	383 千円	・ 通信運搬費	18 千円
・ 普通旅費	19 千円	・ コミュニティバス運行委託料	36,742 千円
・ 消耗品費	15 千円	・ コミュニティバス利用促進委託料	414 千円
・ 食糧費	6 千円	・ 地域公共交通網形成計画運営委託料	2,319 千円
・ 修繕料	500 千円	・ コミュニティバス	20,651 千円

B：武豊町地域公共交通会議の事業分 事業費は2ページ参照

（5）次期計画「武豊町地域公共交通計画」の策定について

- ・ 本会議【資料9】のとおり次期計画を策定

令和3年度武豊町地域公共交通会議予算（案）

次期計画である「武豊町地域公共交通計画」の策定にあたり、国交省所管である地域公共交通計画策定事業の補助金の交付を受けることができる。

本補助金を受けるためには、令和3年2月の要綱改正により、法定協議会（武豊町地域公共交通会議）が補助対象事業者となるため、法定協議会が調査事業者との契約を行わなければならない。

そのため、町が法定協議会に町補助金という形で支払い、その補助金分で調査事業者と委託契約を締結する。

単位：千円

歳入

款	項	目	項目	予算額	摘要
1	1	1	負担金	0	
2	1	1	使用料	0	
3	1	1	補助金	2, 319	町補助金
4	1	1	雑入	1	預金利子
合計				2, 320	

※国庫補助金が交付決定された場合、補助金が追加で歳入として入ることとなる
 ※現時点の町予算で本会議への補助金としての予算組がされていないため、議会での採決が必要となります。

歳出

款	項	目	項目	予算額	摘要
1	1	1	負担金	0	
2	1	1	使用料	0	
3	1	1	補助金	2, 319	事業評価、会議運営支援、調査事業委託
4	1	1	雑入	1	預金利子
合計				2, 320	

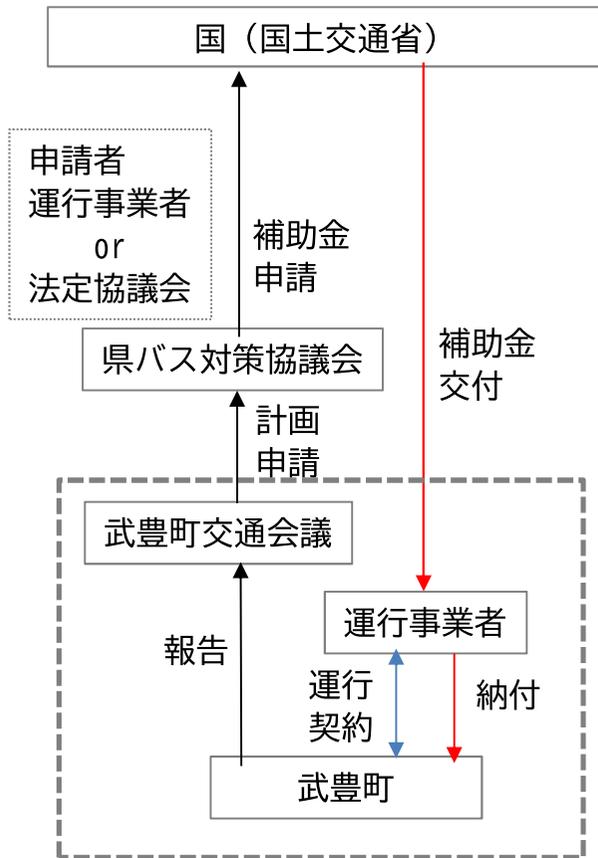
※国庫補助金が交付決定された場合、事業委託負担金として町に支払うこととする

■地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付の流れ（参考）

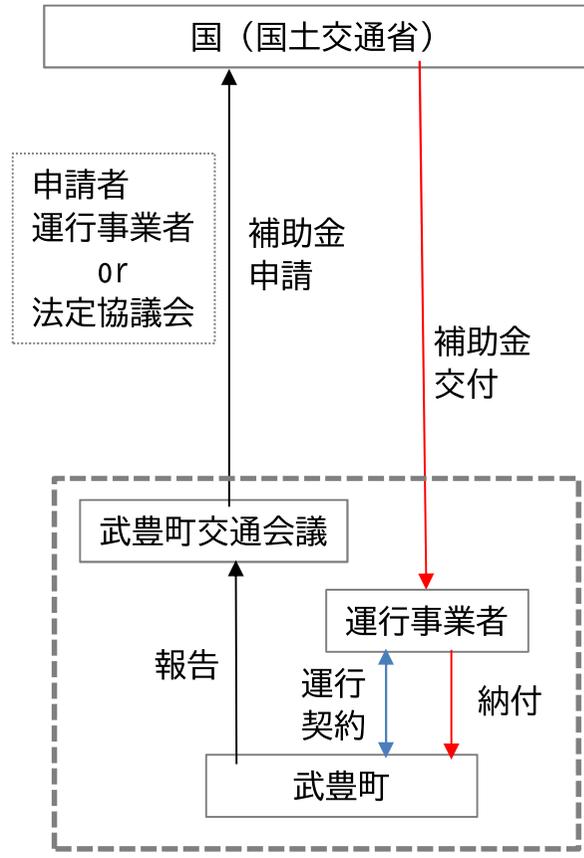
○コミュニティバスの事業補助

契約の体制【町】⇔【運行事業者】であり、国の補助金は運行事業者に入る仕組み
 ※国から運行事業者に入った補助金は、全額町へ納付する仕組み

赤ルート（幹線系統）

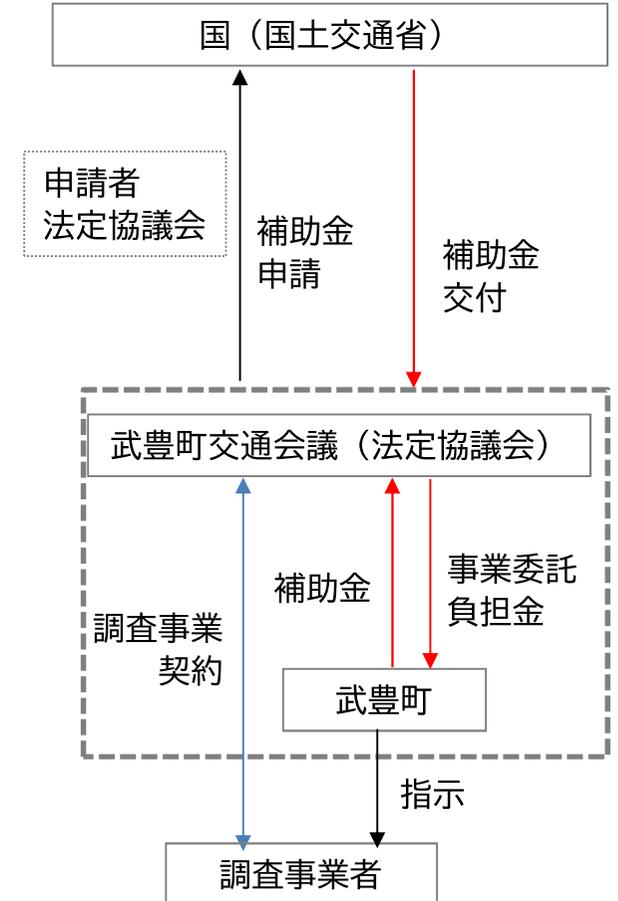


青ルート（フィーダー系統）



○計画作成等の調査事業補助

契約の体制【法定協議会】⇔【調査事業者】であり、国の補助金は法定協議会に入る仕組み



武豊町地域公共交通会議の事業に関する協定書（案）

武豊町と武豊町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）とは、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は交通会議事業を円滑に実施するため、武豊町地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第2条に規定する事業について、規約第3条に基づく業務委託について定める。

（協定事項）

第2条 武豊町は、交通会議からの委託に基づき、必要な業務を行う。

2 交通会議は武豊町に対して業務委託に必要な事業費を負担するものとする。

（協定期間）

第3条 この協定期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（事業経費）

第4条 事業経費は、交通会議が負担金として武豊町に支出することとする。ただし、武豊町から交通会議に当該事業経費が補助金として交付された場合に限る。

（協定内容の変更）

第5条 武豊町又は交通会議の事情により、協定期間内に協定内容を変更する場合は、武豊町と交通会議が別に協議して定める。

（疑義の処置）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて武豊町と交通会議が別に協議して定める。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、武豊町及び交通会議が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

武豊町

代表者 武豊町長 糺 山 芳 輝

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

武豊町地域公共交通会議

副会長 永 田 尚